

第2回入善町農業委員会議事録

令和8年9月2日午後1時30分から第2回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 16名

1番 米原 章 浩	2番 寺 田 晴 美	3番 笹 原 香奈子	4番 岩 山 裕
5番 藤 澤 ちひろ	6番 竹 田 隆 浩	8番 松島 正紀	9番 安 藤 環
10番 松 岡 信 久	11番 藤 田 亜由美	12番 米 山 義 隆	13番 前 田 俊 彦
14番 林 徹	15番 真 岩 芳 宣	16番 尾 山 浩 二	17番 上 野 好 雄

欠席委員 2名

7番 嶋 先 良 昭 18番 田 中 吉 春

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	上 田 久 志
入善町農業委員会	係 長	原 翔 子
入善町農業委員会	主 任	石 山 裕 之
入善町農業委員会	主 事	前 川 祐喜子

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第4号 農地法第5条の規定による意見進達について

議長（米山 義隆）

皆様、お疲れ様です。第2回の総会ということで、まさにてんたくが終わって、コシヒカリをガン刈られておられる、稲刈りの最盛期に入ってまいりました。まずもって先月の26、27日、線状降水帯が発生し、氷見市の知り合いも避難なり、水に浸かったりしており、市民の皆さんにお見舞い申し上げたいというふうに思います。各地で線状降水帯が発生しており、この前も福井でもありましたし、今秋田の方も大変なことになっております。非常に天候が不順であるなというのを感じております。こちらから明日からまた大雨になってくだろうという予報が出ていて、現時点においても、うちのコシヒカリもだいぶ倒伏が見えるようになってまいりました。倒れるということは多く採れるのかなと思いつつながら、そういった期待もしながらおりますが、余計な雨はいらんなというところにきていると思います。

皆様ご存知の通り今政府は、やっとなりて備蓄米の買い戻しをするということを言っておりますが、市場の方は非常に混乱しているというところにあります。私自身も今どのような対応をしなければいいかというところで、いろんなところから情報を集めながら、今考えているところでありますが、やはりもう少し政府の対応というものが早ければよかったなという部分と、またこの買い戻しの量が適正なのかどうかという部分と、今日の新聞等にもいろいろ出ておりますが、ちょっとタイムリーではなかったかなということを感じながら、今この秋を迎えるところになっております。

いずれにしても稲刈りは最盛期を迎えております。農業される皆さんにおかれましては十分に体

調管理、今日あたり熱中症アラートも出ております。体調管理に十分注意されて、この秋、安全第一で乗り切っていただきたいというふうに思います。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第4の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。3番笹原委員と4番岩山委員に決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町上野〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は210㎡です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、入善町櫛山〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町田中〇〇の〇〇 〇〇さん、〇〇 〇〇さんです。

この申請地は、譲渡人所有の、現在は更地となっている宅地、入善町上野〇〇に隣接しており、譲渡人と譲受人の間でこの宅地を売買し、将来的に家を建築するにあたり、家庭菜園のために、隣接する当該申請農地も併せて譲受人に所有権移転するため、今回の申請に至りました。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。

農業委員による意見書の確認印は、寺田委員にいただいております。

以上1件です。よろしくお願いします。

議長(米山 義隆)

それでは現地の確認を行いました寺田委員から補足説明をお願いします。

寺田委員

こちらの案件は、まず〇〇〇〇さんが中に入っておられまして、私のところに連絡がありました。8月11日に、この〇〇さんとともに〇〇〇〇さんと3人で現地確認に行きました。この家ってなってることを底地として、この買い手の〇〇さんがおうちを建てられる予定とされておられまして、もう砂利が敷き詰められている状態です。その隣が、〇〇さんがずっと以前畑をやっておられたってことなんですけど、もう手が回らないということで現在は防草シートが貼られております。今後はこの家を買われた〇〇さんが家庭菜園されるということで、特に問題がないと思い、ハンコを押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

この譲渡人は、もともと上野におられた方なんですか。

寺田委員

実家が上野で、この土地も相続によって取得された土地になります。

前田委員

資料の位置図に、申請地の地番があちこちに表示されているが、どこが正しい場所ですか。

事務局

位置図は、住宅地図から引用しているため、同じ地番が複数出てきておりますが、公図上の正しい位置は、網掛けになっている箇所になります。今後は、紛らわしくならないよう修正いたします。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

日程第4、議案第4号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明願います。

事務局

議案第4号、農地法第5条の規定による意見進達について、次のとおり許可申請がありましたので、審議を求めます。今回の申請は1件です。議案書の3ページをご覧ください。

申請者は、

借受人 黒部市〇〇〇〇 〇〇〇〇

貸渡人 入善町〇〇〇〇 〇〇 〇〇さん外5名です。

申請地は、入善町〇〇〇〇 外10筆の計11筆で、

登記地目：田、現況地目：田、面積は18,093㎡です。

転用目的は、陸砂利採取です。

申請地の位置図は、議案書の4ページをご覧ください。

申請者の〇〇〇〇さんは、土木建築請負業を中心に土石採取・販売業など、様々な分野の事業を行

っている会社ですが、今回の申請地で、陸砂利資源開発と併せて土壌改良および圃場整備を行う計画としたことから今回の申請となりました。

今後、2か年の計画期間で、(18,901.15 m² (うち、転用申請面積: 18,093 m²) の申請地から、) 83,900 m³ の砂利を採取し、100,680 m³ の土砂を埋め戻す計画であります。

申請地は、完了後に農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外の必要はなく、耕作者、地区代表者の同意書および入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は松岡委員にいただいております。

以上1件、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (米山 義隆)

ありがとうございました。それでは現地の確認を行いました松岡委員から補足説明をお願いします。

松岡委員

今ほど事務局から説明があったとおりで、7月21日に業者の方が来られまして話を聞きました。現地確認も行い、その後1時間ほど書類の説明を受けまして、問題ないと判断しましたので確認印を押しました。以上です。

議長 (米山 義隆)

ありがとうございました。それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

笹原委員

採取はどれぐらいの期間やられて、復帰されるのは何年後で、復帰後に耕作されるのがどなたなのか分かれば教えてください。

事務局

計画期間は2年間ということで、2年の間に採取して埋め戻すという計画になっております。耕作については、転用前の耕作者の方がそのまま継続して耕作されるのだと思いますが、そこは地権者と耕作者との個人間の話になるため、正確なことはこちらから申し上げることはできません。

議長 (米山 義隆)

〇〇 〇〇さんの海側に空白の部分がありますが。

事務局

採取に関しては保安距離が定められており、〇〇 〇〇さんのお宅の周辺は10mの保安距離をとることに加え、土地の一部を畑として残してほしいとご希望があったため、このような空白ができております。

議長 (米山 義隆)

〇〇さんのお宅はぎりぎりまで範囲になっていますが。

事務局

〇〇さんのお宅は、周囲を表土置場とし、掘削をしないので、敷地のぎりぎりまで転用範囲になっております。

議長 (米山 義隆)

工事の出入りはどこからですか。

事務局

出入りは、〇〇 〇〇さん宅と〇〇 〇〇さん宅の間の町道が広がっているため、〇〇 〇〇さん宅と〇〇 〇〇さん宅の間ぐらいから入ることに計画となっております。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第4号、農地法第5条の規定による意見進達について、原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案どおり県知事へ進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、事務局から何かありますか。

事務局

（身分証明書（委員証）について）

（熊本地震義援金の案内について）

（農地パトロールについて）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第2回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、令和8年10月7日水曜日、午後1時30分から行う予定ですのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時00分）

--